

新型コロナウイルス感染症に関する東海3県知事によるテレビ会議

令和2年4月6日（月）
午後2時00分から午後2時30分まで
県庁3階 プレゼンテーションルーム

【会議の目的】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、東海3県（三重県、愛知県、岐阜県）が情報共有し、新型コロナウイルス感染症克服に向けて一致協力して対応していく。

【会議の内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する各県の取組の紹介

- 2 意見交換

三重県の状況とこれまでの主な取組

1 新型コロナウイルス感染症の発生状況

三重県では、4月6日現在、13名の新型コロナウイルス感染症患者を確認しているが、感染が流行している地域・場所からの来県者や滞在歴のある方、濃厚接触者からの陽性者であり、700件以上のPCR検査を実施している中でリンク不明者からの発生やクラスターの発生はなく、県内で地域流行が生じている可能性は低い状況と考えられ、4月1日の専門家会議の提言で提唱された3つの地域区分は「②感染確認地域」に該当するものと考えているが、近隣府県及び国内外の感染拡大の状況もふまえ、感染拡大防止及び医療体制の整備等に全力で取り組んでいく。

2 医療体制

これまでも県内で感染が確認される前から、公衆衛生審議会健康危機管理部会において、専門家の意見を聞きながら対策を進めてきたが、委員に市町や消防の代表者も含めるなど、三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会に体制を拡充し、診療体制の方向性を定め、保健所単位で医療体制、役割分担を確認する会議を開催するとともに、ECMOなど高度集中治療を要する重症者の受入れ体制については、県全域で検討を行うこととし、県全体で調整を加速化させて進めているところ。

その後、国から示された3月19日付け事務連絡（患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について）及び3月28日付け基本的対処方針に基づき、三重県医療調整本部の設置に向け調整中（4月10日設置予定）。

（1）入院医療提供体制

「①地域発生早期（感染症病床で対応可能な時期）」、「②感染拡大期（一般病床を含めた対応が必要な時期）」、「③まん延期（予定手術・予定入院の延期や臨時的医療施設等を用いた対応が必要な時期）」の3期に分け、地域別に役割分担や受け入れ可能病床の確保に向け調整中。

また、ECMOが必要となった患者の受け入れを円滑に実施できるよう、基幹病院での受け入れルールの作成など、態勢の整備を行っているところ。

（2）軽症者の受入れ

まん延期に医療機関での受け入れを超えた患者が発生した場合の軽症者等の対応については、4月2日に示された国の事務連絡（軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について）を基に、宿泊療養の実施も含め、検討を開始しており、民間の宿泊施設からも協力できる意向が示されており、順次調整を進めている。

(3) 医療従事者の確保

まん延期には、外来、入院患者とも増加するため、医療従事者の確保が課題となっており、重点医療機関や宿泊施設の活用の際に医療従事者の派遣が必要となることから、入院医療提供体制の整備に合わせ、各医療機関に医療関係者の派遣についても依頼を行っているところ。

また、宿泊療養の際には、保健師の派遣も必要となることから、保健師 OB を一定数確保するなど、体制の整備に向けて進めており、さらなる体制の拡充を進めていく。

(4) 補正予算を活用した ECMO 等設備整備等の確保

新型コロナウイルス感染症に的確に対応するため、マスクや消毒液等の調達、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費等を計上するとともに、PCR装置、人工呼吸器、ECMO 等の更なる整備など、医療提供体制の確保、充実のための緊急補正予算を3月31日に議決。

3 緊急経済対策の策定、実行

(1) 第1段の三重県緊急経済対策（3月13日）

本県では、国の第2弾緊急対応策（3月10日）発表直後に開催した県緊急経済会合や県内産業の現場の皆さんとの意見交換を踏まえ、県緊急経済対策（事業活動支援や生活者支援等）をとりまとめ、国の緊急対応策と連動しつつ、県内経済団体、金融機関など関係するすべての機関による「オール三重」でスピード感をもって実行中。

具体例①：県融資制度「セーフティネット資金」の大幅拡充等

融資枠の大幅拡充（4倍超）に加え、保証4号等の信用保証料補助率の上乗せ（事業者負担を最低で0.2%）と据置期間の延長（2年以内）等

リーマンショック時を上回る水準で、事業者にとって大きなメリット（年間返済額・据置期間・補助額累計）

- | |
|--|
| (参考1) リフレッシュ資金、セーフティネット資金（4号等） 利用状況
244件 71億7,430万円（保証承諾ベース：4月3日現在） |
| (参考2) 中小企業者等向け経営相談窓口の相談件数等（4月3日現在）
・235件（事業者169件、商工団体等34件、金融機関32件）
・既往借入の猶予、助成金、特別な融資などを教えてほしい。
・学校休校に伴い、給食配送がなくなった事業者に対する支援策を教えてほしい。
・中国向け旅行のキャンセルが相次ぎ、資金繰りが悪化した、など |

具体例②：国に先駆けた融資によらない資金支援（経営向上支援事業費補助金）

新型コロナウイルス感染症による売上減等の影響を乗り越えて経営向上をめざし、三重県版経営向上計画に基づき販路開拓や生産性向上などに向けて実施する事業を支援する補助制度を創設（4月上旬募集開始予定）。

(2) 国への緊急要望 (3月17日)

緊急経済対策をとりまとめた後、間髪を開けず、西村経済再生担当大臣等に対して、現場の切実な声をふまえた緊急要望（融資の実質無利子化・無担保化、雇用調整助成金の助成率の引き上げなど）を行った結果、①地方向け自由度の高い1兆円規模の臨時交付金や、②法人税等の支払い猶予、固定資産税の減免等、③雇用調整助成金の対象の拡大と助成率の引上げ、などが4月7日にも国の緊急対応策として決定される見込み。

(3) 県の追加対策

本県の緊急経済対策（3月13日）に加え、その後の国内外での感染拡大や東京オリンピック・パラリンピックの延期等に伴って一層深刻化している危機を乗り越え、また、4月7日にも決定される国の緊急経済対策への的確に対応するため、総合的な追加対策を早急にとりまとめ、4月中下旬にも発表の予定。

4 県民の不安解消に向けて

(1) 県民への情報提供や呼びかけ

県民の皆様が自主的に対策を取るうえで重要な「リスク情報」については、個人情報に関する部分に最大限配慮しつつ、三重県独自の判断として、随時、早急かつ丁寧に公表しているところ。

また、陽性患者が発生した際には、これまで、知事が本部長を務める三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議や記者会見などを通じて公表するとともに、ホームページやSNSにより県民に周知。

3月5日には海外渡航の自粛を呼び掛け、その後、海外渡航者の感染事例は見られない。

さらに、3月30日に8都道府県（東京都、大阪府、北海道、愛知県、兵庫県、千葉県、神奈川県、埼玉県）に不要不急の出張や訪問等を控える要請を行うとともに、4月3日には、8都道府県に在住のご家族や友人、仕事関係の方などに対し、不要不急の三重県への帰省や出張、来訪等を控えていただく働きかけを依頼したところ。

その他、正確でない情報に基づく「デマ」拡散防止や、差別や偏見の根絶等についても、県民に対して協力を依頼。

(2) 高齢者施設等向けの手引き

新型コロナウイルス感染症は、高齢の方は重症化しやすいと言われていることから、高齢者施設等における対策が重要となることから、三重県においては、高齢者施設等の関係者との意見交換を行い、高齢者施設等での感染症対策の留意点や発生時の概要等をまとめた手引きを作成し、3月30日、関係者等に配布。あわせて、児童福祉施設や障がい者支援施設等に向けても手引きを作成し、4月1日に関係者等へ配布。

(3) マスク、消毒薬、個人防護服（PPE）の確保

①マスク

マスクについては、三重県薬事工業会等の関係団体に対する増産や適正な流通管理の要請を行うとともに、国に対し生産体制の確保等について要望を行っており、県備蓄、寄附、国からの供給により、確保した分について、4月上旬までに、医療機関、高齢者施設、障がい者施設等に約78万枚を配布し、感染拡大の防止と不安解消を図っている。

さらに、三重県多気町のシャープ三重工場において新たにマスクを製造し、3月末から出荷を開始。15万枚/日から50万枚/日への増産をめざす。

引き続き、必要なマスクの確保に努めるとともに、確保でき次第、迅速かつ適切に配布していく。

②消毒薬

手指消毒用エタノールについては、厚生労働省が各医療機関に優先供給しており、本県配分量については、医療機関に順次供給されており、今後の配分予定分についても医療機関や高齢者施設等に対して供給される予定。

また、消毒用アルコールを生産する県内事業者の状況を確認し、必要があれば本県が新たにとりまとめる対策に、マスクや消毒液等の緊急的な生産支援策を検討。

③個人防護具（PPE）

県備蓄分のPPEセットから、2月上旬に計1,140セットを感染症指定医療機関に配布し、3月上旬に789セットを帰国者・接触者外来を設置する医療機関に追加配布。

また、県内医療機関でPPEが不足していることから、緊急的対応として、県の備蓄品や新規購入品を県独自のPPEセット（フェイスシールド、ガウン、手袋、マスク等）として、県内医療機関及び各保健所に配布を開始したところ。

(参考) 補正予算の編成

新型コロナウイルス感染症に的確に対応するため、緊急補正予算を編成し、3月31日に議決。

【令和元年度一般会計補正予算第10号】

- ・医療機関への配布のための消毒液購入経費 1,158千円の増額補正
- ・繰越明許費（マスク調達等） 24,100千円

【令和2年度一般会計補正予算第1号】

- ・マスク・消毒液等の調達、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費等 123,145千円の増額補正
- ・PCR装置、人工呼吸器、ECMO等の整備に対する県補助 198,591千円の増額補正

(4) 県立学校における教育活動の再開

県立学校における教育活動の再開については、県内一律の対応ではなく、県内の感染状況等を勘案し、県立高等学校 57 校（分校含む）中 27 校、県立特別支援学校 18 校（分校含む）8 校の計 35 校において、再開時期を 4 月 13 日の週に延期するなど、地域ごとにきめ細かに対応。

また、公立小中学校についても、市町と連携し、鈴鹿市、伊賀市、津市の一部で再開時期を延期するなど、一律の対応ではなく、地域ごとにきめ細かに対応。

(5) ビッグデータを活用した効果的な施策の検討

検索情報や位置情報等のビッグデータを分析し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた効果的な施策を立案するため民間企業のサービスを活用予定。

5 庁内体制の強化

2 月 5 日に医療保健部内に 15 名体制の新型コロナウイルス感染症対策チームを発足させ、3 月 30 日に 20 名体制に増員。

今週中には危機管理を所管する防災対策部を事務局に加えるとともに、さらに緊急事態に備え対策機能を部局横断型に再編し、順次本部体制を強化していく。

3 県の連携を強化するために（三重県提案）

1 医療体制

- (1) ECMO が必要となる患者等に対して県内の医療体制では対応しきれない場合に県域を超えた広域調整を行う連携体制の構築
- (2) 国の対策チームに加え、クラスター発生時の専門家の相互派遣等の支援体制の構築
- (3) 3 県が持つ専門家の知見を共有

2 緊急事態措置への準備

- (1) 東海 3 県に緊急事態宣言が発動された場合の緊急事態措置の実施にあたる準備チームの設置及び 3 県連携体制の構築。
- (2) 東海 3 県のいずれかで外出自粛要請や施設使用制限が発令された場合、他県においても同様の措置の実施。（特措法第 45 条では、特定都道府県知事は、当該特定都道府県の住民に対してしか、要請・指示ができないため）
- (3) 今後、東海 3 県以外に緊急事態宣言が発動された場合、当該地域との往来を強く自粛するよう、3 県知事が歩調を合わせた呼びかけや対応。

3 国への要望・提案

- (1) 国内の一部地域で患者数が急増していることをふまえ、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言をいち早く発令すること。
- (2) 地域の実情に応じて迅速かつ柔軟な迅速な対応が可能となる財政支援等を行うこと。
(例)
 - ①速やかな対応が可能となるよう、自由度が高く、地方負担を軽減し、基金造成が可能な交付金制度の創設
 - ②新型コロナウイルス感染症患者の診療報酬の上乗せ（防護具等の経費や人件費が余分にかかるため）
 - ③感染拡大期に一病棟を専用病棟に設定するにあたっての逸失利益補填（例：50 床中 10 床しか患者がいなかった際の 40 床分の空床補償）制度の創設
 - ④宿泊施設を用いた療養体制構築のための予算措置（ホテルの借り上げ代金の補填）
 - ⑤患者増加時の医療関係者や事務員等の臨時雇用に係る経費の補填
 - ⑥搬送車確保に係る経費の補填
 - ⑦感染対策上必要な防護具・消毒薬等の継続的な確保・配分（都道府県において調整する体制の構築）
 - ⑧人工呼吸器や ECMO などの増産
- (3) 現状の緊急性に鑑み、法令に基づく計画策定や実績報告等（例：医療計画の中間見直し、独立行政法人にかかる年度評価、中期目標策定等）のうち、急を要せず県民への影響が過大とならないものについては、当面 1 年間、延長又は先送りとしても法令違反とならないよう、関係法令の整備を行うこと。